

静岡県訓令甲第2号

本 庁  
出先機関

静岡県官報掲載事項に関する規程（昭和35年静岡県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
各 部 出 納 局 各出先機関  (官報報告主任) 第2条 (略) 2 報告主任は、 <u>経営管理部総務局法務課長</u> を もって充てる。	本 庁 出先機関  (官報報告主任) 第2条 (略) 2 報告主任は、 <u>経営管理部法務課長</u> をもつて 充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。